



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

### 賞与支払時の各保険の保険料計算について

賞与支給の時期となりました。保険料計算は下記を参考にして下さい。

**健康保険料**                      標準賞与額 × 1000分の50.2 (保険料上限 287,646円)

**介護保険料**                      標準賞与額 × 1000分の8.25 (保険料上限 44,272円)

**厚生年金保険**                      標準賞与額 × 1000分の90.91 (保険料上限 136,365円)

※ 「標準賞与額」とは賞与支給額の 1,000円未満を切り捨てた額

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、51銭以上は1円に切り上げ

**雇用保険料**                      賞与支給額 × 1000分の3 (建設業は1000分の4)

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げ

ただし、慣習の場合、「円未満を切り捨て」でも可

②※賞与支給月に退職等で資格喪失した場合 (退職日の翌日が賞与支給月の場合)、健康保険・介護保険・厚生年金保険料は徴収しません。もし徴収してしまった場合は、最後の給与で返金して下さい。雇用保険料のみ徴収します。ただし、月末退職の場合は全て徴収します。

### 職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆様へ 平成29年度の両立支援等助成金のお知らせ

<ご注意ください>

各コースの支給額のうち〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

#### ●出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上 (中小企業は連続5日以上) の育児休業を取得すること。

◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

★男性の育休取得 (1人目) 前に次のような取組のうちいずれかの実施が必要です。

- ・男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知
- ・子が生まれた男性労働者への管理職による育休取得勧奨
- ・男性の育休取得についての管理職向けの研修の実施

	中小企業	中小企業以外
取組・育休1人目	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
育休2人目以降	12.25万円〈18万円〉	

## ●育児休業等支援コース

### I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に助成します。

#### 育休取得時

次の①～④全ての取組が必要です。

- ①対象者の休業までの業務の整理、引き継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について、上司または人事担当者として面談を実施したうえで面談結果を記録すること。
- ②育休復帰支援プランを作成すること。
- ③育休復帰支援プランに基づき、対象者の育児休業（産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業）開始日までに業務の引き継ぎ等を実施すること。
- ④3ヶ月以上の育児休業を取得すること（産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3ヶ月以上）

※休業取得前に、「育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援する措置を実施すること」を明文化し、全労働者へ周知することが必要です。

#### 職場復帰時

「育休取得時」の助成金対象となった者について、次の①～③の全ての取組を行うことが必要です。

- ①対象者の休業中に育休復帰支援プランに基づき、職場の情報・資料の提供を実施すること。
- ②対象者の職場復帰前と職場復帰後に、上司または人事担当者として面談を実施し、面談結果を記録すること。
- ③対象者を原則として原職に復帰させ、さらに6か月間継続雇用すること。

育休取得時	28.5万円〈36万円〉	※1企業2人まで 支給
職場復帰時	28.5万円〈36万円〉	
育休取得者の職場支援の 取組をした場合	19万円〈24万円〉 ※「職場復帰時」に加算して支給	

### II 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

#### 代替要員確保時

次の①～③の全ての取組が必要です。

- ①育児休業取得者の職場復帰前に、就業規則等に育児休業が終了した労働者を原職等に復帰させる旨を規定すること。
- ②対象労働者が3ヶ月以上の育児休業を取得した上で、事業主が休業期間中の代替要員を確保すること。
- ③対象労働者が、育児休業終了後に上記規定に基づき原職等に復帰し、さらに6ヶ月以上継続就業すること。

支給対象労働者1人当たり	47.5万円〈60万円〉
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円〈12万円〉加算

お問い合わせ先

広島労働局雇用均等室 TEL (082) 221-9247

今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。